

平成 29 年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査
調査結果の概要 1（公立学校分）

■ 主な調査結果の前年度比較

項目（調査対象）	29 年度	28 年度	増減
暴力行為の発生件数 (公立小・中・高等学校)	9,413 件	8,195 件	1,218 件 増加
いじめの認知件数 いじめの解消率 (公立小・中・高・特別支援学校)	19,997 件 78.5%	14,375 件 81.3%	5,622 件 増加 2.8 ポイント減
小・中学校長期欠席者数 (公立小・中学校)	15,947 人	15,081 人	866 人 増加
うち、小・中学校不登校 児童・生徒数	11,710 人	10,417 人	1,293 人 増加
高等学校長期欠席者数 (公立高等学校)	7,371 人	7,192 人	179 人 増加
うち、高等学校不登校 生徒数	2,437 人	2,556 人	119 人 減少
中途退学者数 (公立高等学校)	2,920 人	2,856 人	64 人 増加

* 中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

■ 目次

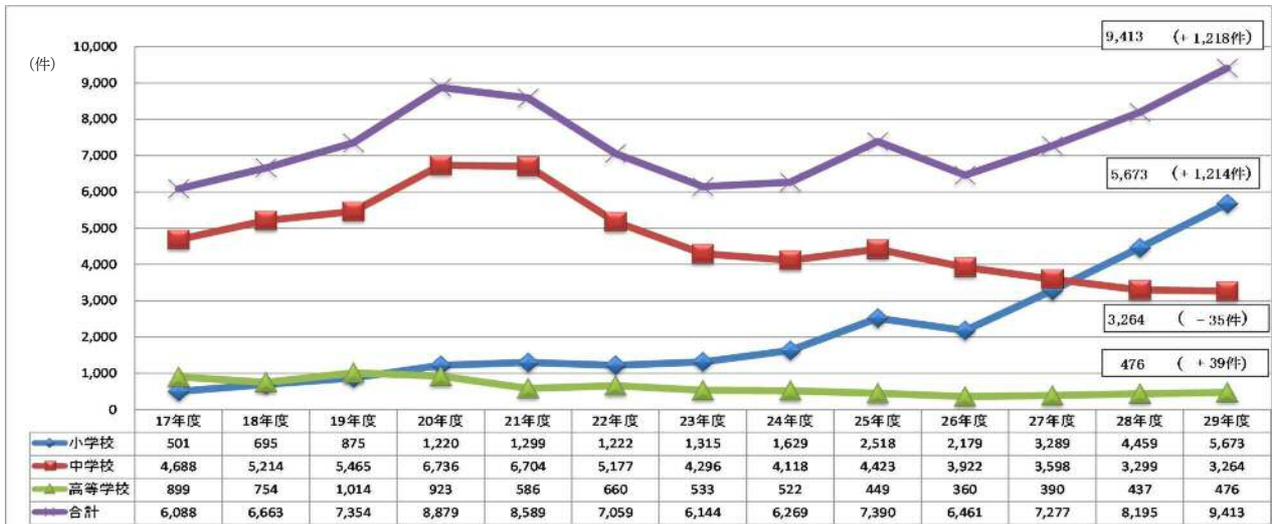
I 暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・ 1
II いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・ 3
III 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・ 5
IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 7
V 中途退学者について（公立高等学校）	・・・ 7
[参考] 文部科学省による定義・調査基準	・・・ 8
VI 暴力行為、いじめ、不登校 地域別の状況（公立小・中学校）	・・・ 10
VII 項目別調査結果の概要と捉えについて	
1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 12
2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教委）	・・・ 13
3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）	・・・ 15
4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）	・・・ 18
5 中途退学者等の状況（公立高等学校）	・・・ 19
6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 20
7 出席停止の状況（公立小・中学校）	・・・ 20
8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）	・・・ 20
VIII 神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 21

I 暴力行為について（神奈川県公立小・中・高等学校）

*暴力行為の定義等は
8 ページに記載しています。

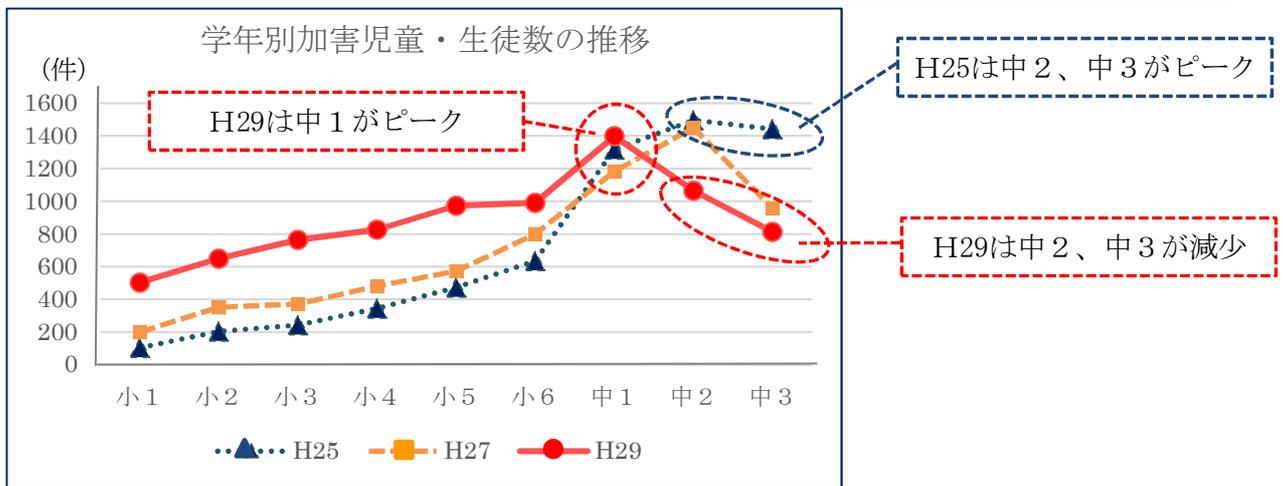
小学校における暴力行為の増加傾向が続いています。

暴力行為の発生件数の推移（神奈川県公立小・中・高等学校）【件】



公立小・中・高等学校における平成29年度の暴力行為の発生件数は、前年度より1,218件増加し9,413件でした。小学校は、前年度より1,214件増加し5,673件で、中学校は、前年度より35件減少し3,264件でした。また、高等学校は、前年度より39件増加し476件でした。

中学2・3年での暴力行為が減少しています。

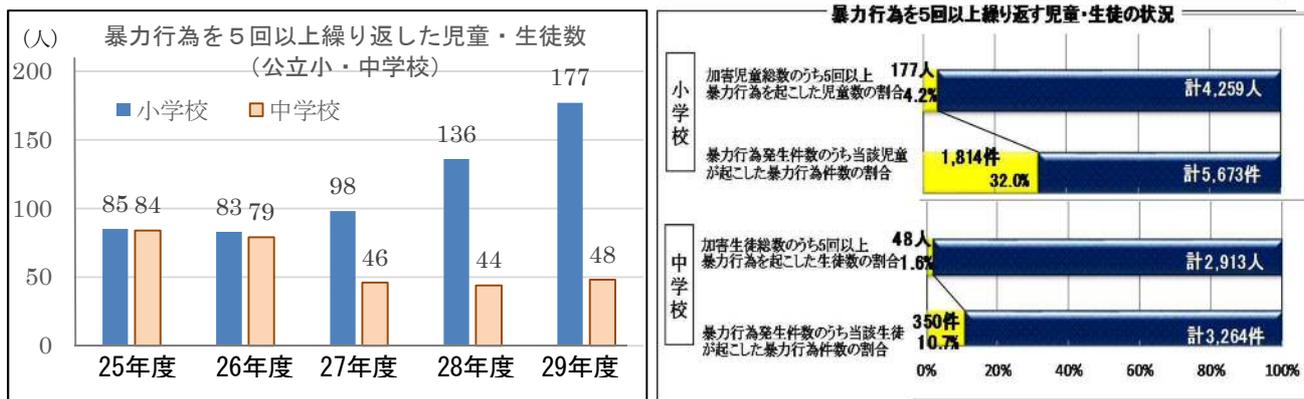


小学校の暴力行為が増加しています。その要因としては、**児童間の軽微なけんかも「暴力行為」として計上されるようになったこと**や、児童全体に「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」や「暴力に至る前にトラブルを回避・解決できる」等の**コミュニケーションスキル**や、**自分の感情をコントロールするスキル**等が身に付いていない傾向が強まっていること等が考えられます。

また、学年別加害児童・生徒数の推移（H25～29）をみると、小学1年から中学1年までは各学年で増加している一方、**中学2、3年で減少**しています。

この要因としては、小・中学校を通じて一つひとつの暴力行為への丁寧な対応・指導を行ってこること等により、児童・生徒が成長とともに自分の感情を制御し、暴力に頼らず自分の思いを相手に伝えることができるようになるなど、適切な人間関係を築く力が育ってきたこと等が考えられます。

小学校で、暴力行為を5回以上繰り返す児童が増加しています。



小学校において、暴力行為を5回以上繰り返す児童数が、平成27年度から29年度にかけて急増しています。また、その児童が起こした件数の割合は小学校の全発生件数の32.0%となっています。

学校では、「暴力行為は、いかなる理由からも認められないし、絶対に許されない行為」との認識を全教職員が共有し、指導に当たっては、問題を起こした児童・生徒との対話を心がけ、毅然とした指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握した上で、関係機関と連携して必要な指導・支援を粘り強く続けることが必要です。

さらに、「友人関係を改善するための支援」「意欲をもって活動できる場の設定」「個別の学習支援」等による、児童・生徒の意欲の向上や居場所づくり、自己肯定感の醸成等が必要です。

暴力行為に至らない人間関係づくりに向けて

▶問題行動をしっかりと受け止め、成長につなげることが大切です

子どもが他者とともに過ごす中で、トラブルが生じることは発達段階を考えれば自然なことです。その際、自分の思いを上手に表現できず、暴力に訴えてしまう子どももいます。問題行動が起きた時にこそ、大人の関わり方が問われます。子どもの気持ちを理解するとともに、子ども自身が解決の道を見つけられるよう、対話を中心とした丁寧な対応が子どもの成長に繋がります。

▶多様な他者を受容・尊重し、協働する心を育成することが大切です

一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権をもっていることを理解し、自分の人権とともに他の人の人権も尊重する心を育むことが大切です。

また、子どもが、自分とは異なる個性や価値観をもった他者を受け入れ、尊重し、よりよい人間関係を築いていく心と力を育むためには、大人が、子ども一人ひとりが人格をもった存在として、接することが大切です。

▶温かい人間関係の中で豊かな心を育むことが大切です

家庭での会話、教職員と児童・生徒との関係、児童・生徒同士の関わり、地域とのふれあいなど、子どもが温かい人間関係の中で、他の人から認められ、また他の人の思いや考えを認め、温かく関わり合う経験を積み重ねることが、豊かな心を育むことにつながります。

▶毅然とした対応の中にも児童・生徒の心に寄り添う教育的指導が大切です

暴力行為は犯罪です。そのことを児童・生徒にしっかりと伝えることが必要です。その指導を行うためには、行為に至った児童・生徒の背景を理解し、心に寄り添った関わりを持つことが基盤となります。

▶組織的な指導・支援が大切です

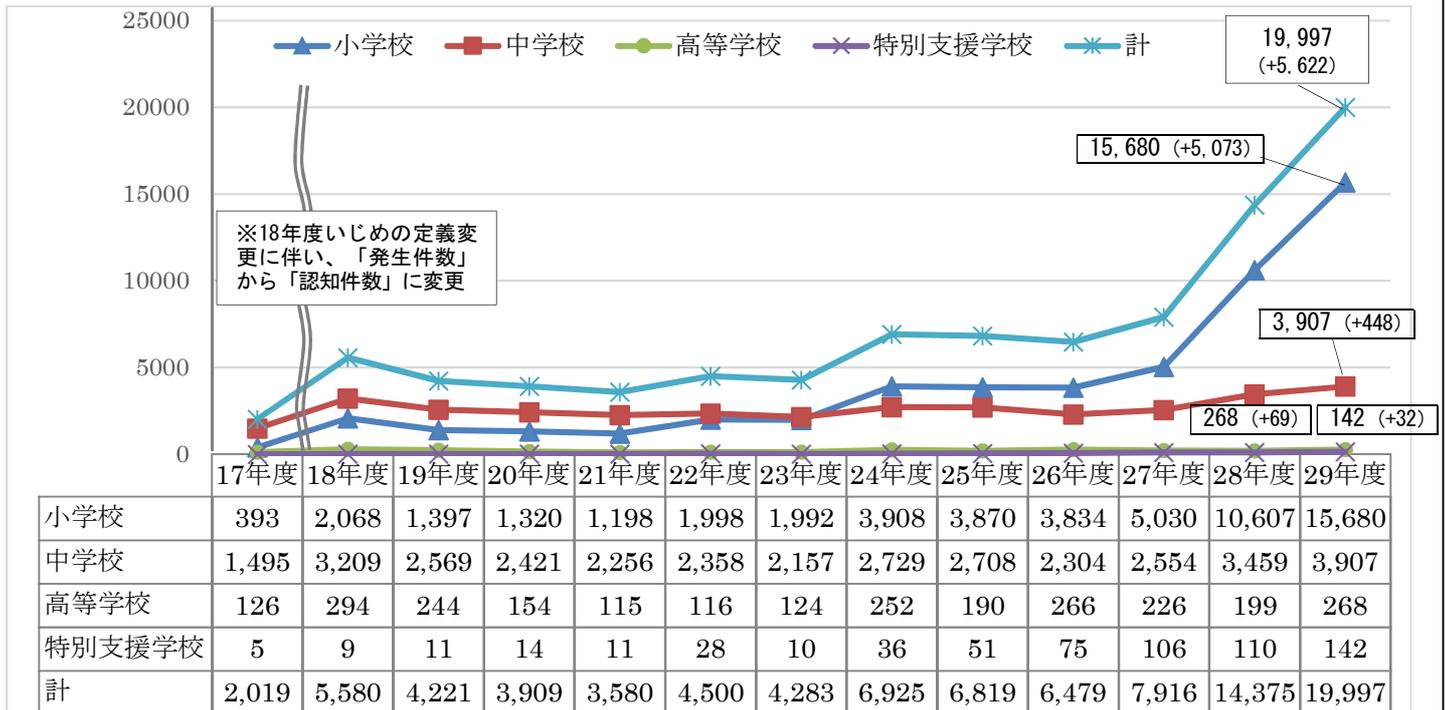
暴力行為を繰り返す児童・生徒に対しては、1人の教職員で指導するのではなく、早い段階からスクールカウンセラー等も含めた学校全体でチームとして対応し、警察・児童相談所等の関係機関とも積極的に連携して、指導・支援を継続的に行うことが大切です。

Ⅱ いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）

*いじめの定義等は
8ページに記載しています。

すべての校種で、より多くのいじめが認知されました

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立小・中・高・特別支援学校）【件】



公立小・中・高・特別支援学校における平成29年度のいじめの認知件数は、前年度より5,622件増加し、19,997件でした。小学校は前年度より5,073件増加の15,680件、中学校は448件増加の3,907件、高等学校は前年度より69件増加の268件、特別支援学校は32件増加の142件と、どの校種においても、より多くのいじめが認知されました。

いじめ防止対策推進法に基づく、積極的ないじめの認知が必要です

いじめ増加の要因としては、定義に基づき積極的な認知が進んでいることや、児童・生徒全体にコミュニケーションスキル等が身に付いていない傾向が強まっていること等が考えられます。

いじめ防止対策推進法により、たとえ、一回限りのこと、けんかやふざけ合いとされるもの、好意や善意からなるものであったとしても、**行為の対象となった児童・生徒が「心身に苦痛を感じた」のであれば「いじめ」と認知すること**となりました。つまり、いじめの認知件数とは、いじめられたとする児童・生徒の立場に立って、**学校が発見・対応した件数である**と言えます。そうした中、県内でも地域間で認知件数のばらつきがみられています（10ページ参照）。各地域で、いじめの認知に対する学校の認識の差異があるものと考えられます。今後も引き続き、**学校、家庭、地域が一体となって、いじめの定義や認知について、認識の共有を図っていくことが必要です。**

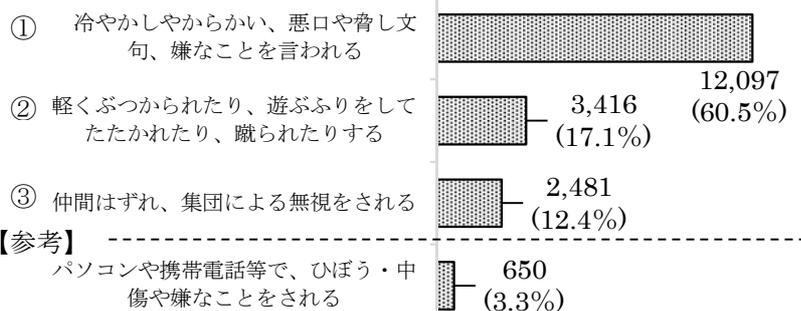
学校、家庭、地域の連携による早期発見、迅速な対応が重要です

いじめの態様については、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、認知件数全体の約6割を占めています。

一方で、パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等の態様も増加しています。

いじめは大人が発見しにくい形で行われることが多いことから、学校、家庭、地域とが連携しながら児童・生徒を見守ることで、**子どもの何気ないサインも見逃さず、いじめを早期に発見し、迅速な対応をしていくことが重要です。**

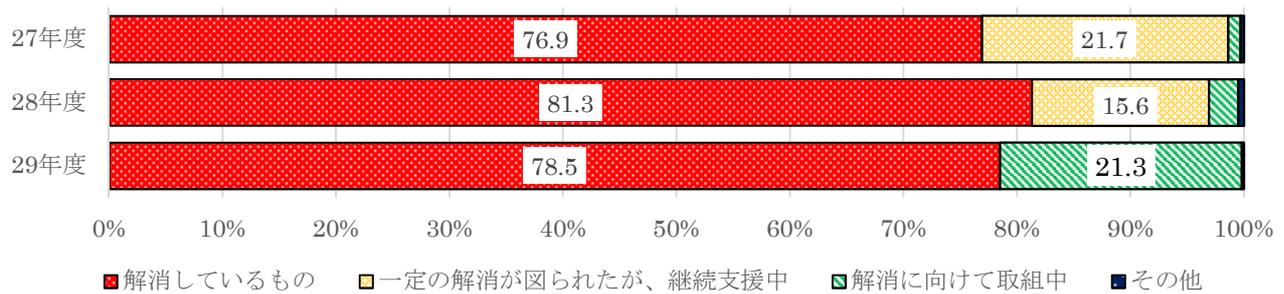
いじめの態様 【件数の多い3項目】



* () 内は、全認知件数に対する割合

解消に至ったいじめの割合が低下しました

いじめの現在の状況



いじめ認知件数に占める**解消した件数の割合が78.5%**と、前年度から**2.8ポイント低下**しました。

平成28年度に「いじめ解消の定義」が国から新たに示され、解消とみなすには「心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続しており、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないかを確認すること」が必要となっています。（解消の定義は13ページ参照）

早期の解消に向けて、**学校は「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、いじめの初期の段階で迅速かつ丁寧に対応することが必要**です。

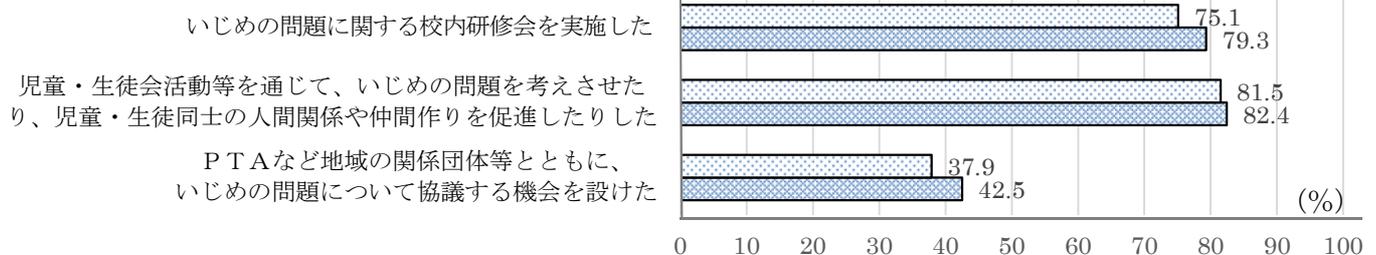
さらに、**いじめが解消したとみなした後も、引き続き慎重に関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが必要**です。

*本県では平成28年度まで「一定の解消が図られたが、継続支援中」の項目を付加していましたが、29年度からは国の調査項目にあわせ「解消しているもの」「解消に向けて取組中」「その他」の3項目で調査しています。

いじめ問題に対して、教職員、児童・生徒、保護者、地域の方が一体となって取り組むことが重要です

学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

□28年度 ■29年度



学校におけるいじめ問題に対する日常の取組として、「教職員の校内研修」「児童・生徒による取組」「保護者・地域の方との協議等」を行う学校の割合が高まっています。いじめの未然防止、早期発見・解決に向けては、**教職員、児童・生徒、保護者、地域の方が一体となって取り組むことが重要**です。

共生社会の実現に向けて

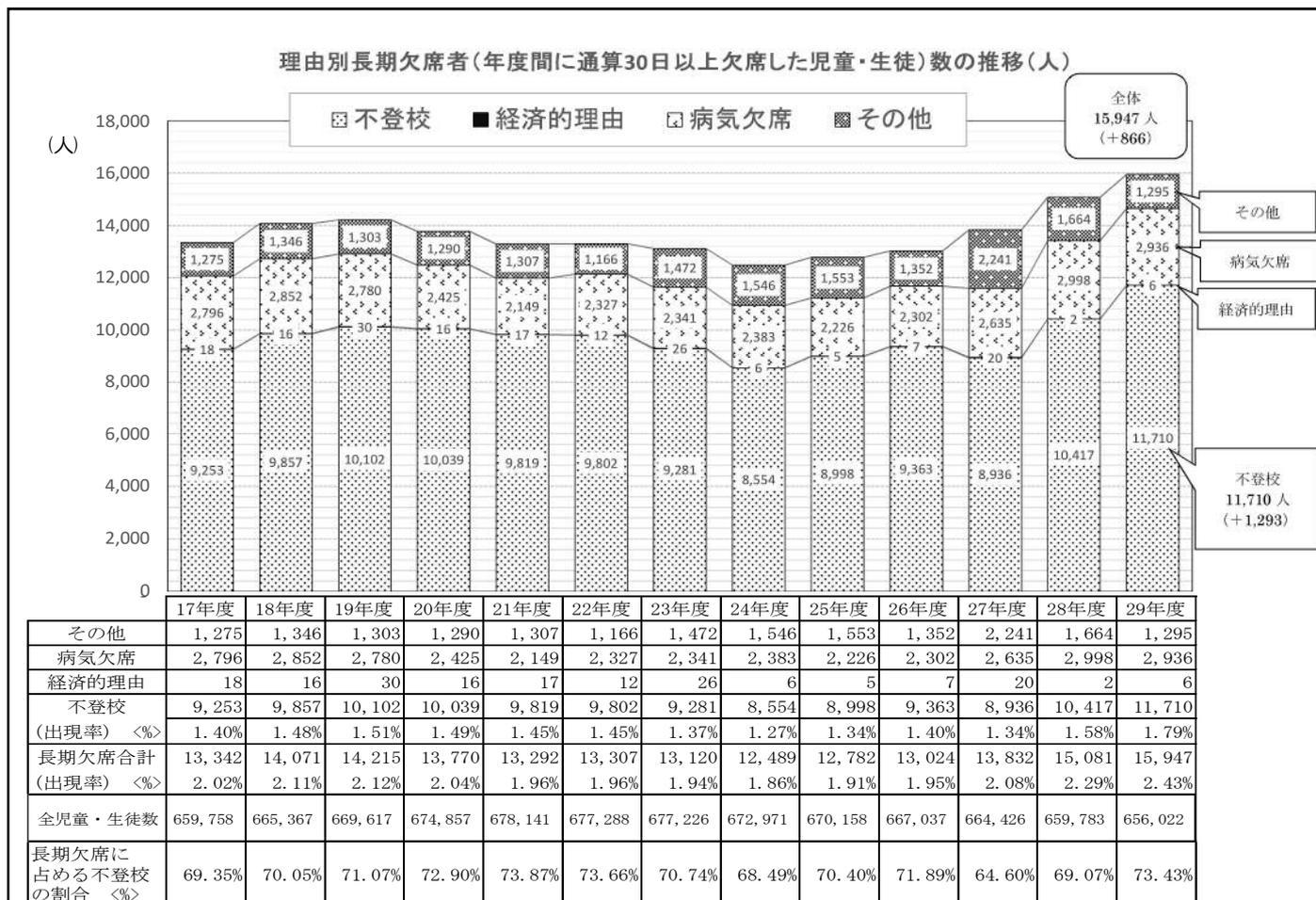
将来の、ともに生きる社会の担い手となる子どもたちの豊かな心を育むために、学校では、あらゆる教育活動を通して子どもたちに『いのち』のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きること、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを実感してもらう「いのちの授業」を行っています。

子どもたちが、互いに自分とは異なる個性や価値観を認め、尊重し、よりよい人間関係を築いていく力を身に付けられるよう、学校・家庭・地域が協働し「いのちの授業」のさらなる推進に取り組みましよう。

Ⅲ 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

*長期欠席、不登校の定義等は
9ページに記載しています。

長期欠席者数（年間30日以上）の増加及び その中の不登校児童・生徒数の増加傾向が続いています



公立小・中学校における平成29年度の長期欠席者数（30日以上）は、前年度より866人増加し、15,947人でした。そのうち、不登校児童・生徒数は、1,293人増加し、11,710人でした。

不登校は「問題行動」ではありません

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や、その基本指針を受け、新しい学習指導要領の解説において、不登校に関する次のような考え方が示されました。

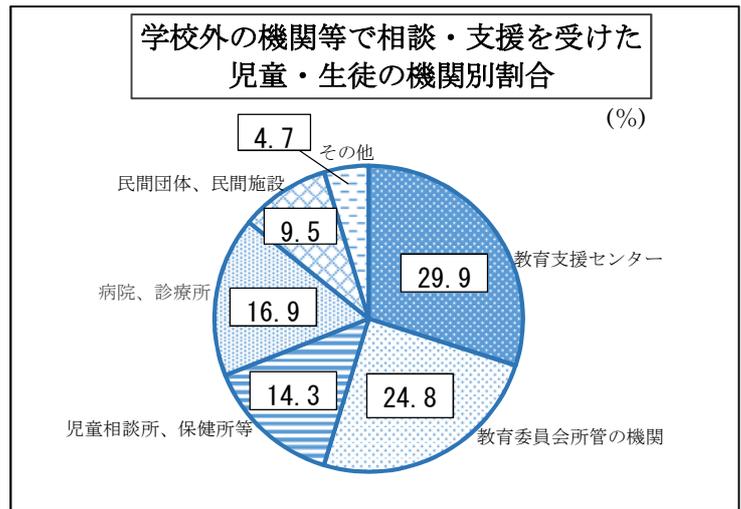
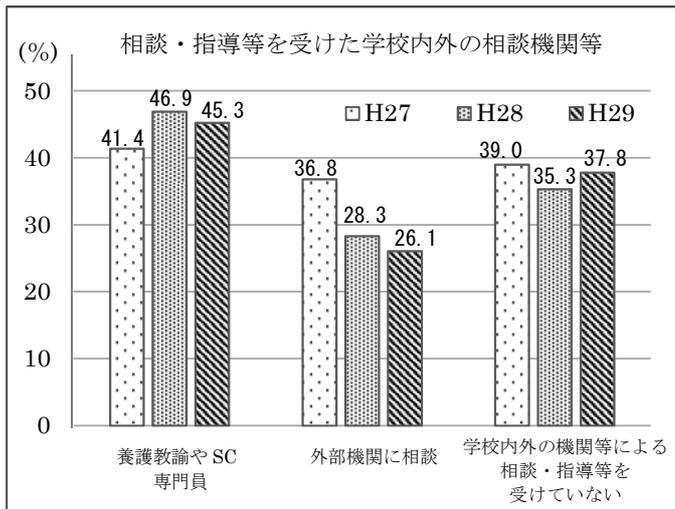
不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童(生徒)にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童(生徒)が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童(生徒)に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童(生徒)の自己肯定感を高めるためにも重要である。

また、不登校児童(生徒)については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童(生徒)や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童(生徒)が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

小(中)学校学習指導要領解説 総則編 第3章 第4節 2の(3)より

不登校の要因・背景は多様化・複雑化しています。学校では、上記の考え方に基づき、家庭・地域・関係機関等とともに児童・生徒に寄り添い、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要です。

「チーム学校」としての体制づくりの充実



不登校児童・生徒に対し様々な相談機関等が関わっている一方、学校内外の機関等による相談・指導等が行われていない不登校児童・生徒もいます。児童・生徒が抱えている課題を、学校関係者や保護者、関係機関等が共有し、**個に応じた支援を組織的・計画的に続けていくことが必要**です。

学校における不登校対策の基本

まず、教職員一人ひとりが「不登校はどの児童・生徒にも起こりうる」ということを改めて認識しましょう。その上で、不登校の「未然防止」から、「早期発見・初期対応」、「不登校となった児童・生徒への継続的な支援」という各段階に応じて、その時々児童・生徒一人ひとりの「教育的ニーズ」に寄り添って対応しましょう。そして、その際には、教職員が一人で抱え込まないで、チームとして組織的に取り組みましょう。

▶未然防止

新たな不登校を生まないために、学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒一人ひとりに活躍の場や役割を用意したり、「分かる授業」を工夫したりするなど、全ての児童・生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を図るなど、全教職員の共通認識のもと「魅力ある学校づくり」に取り組みましょう。

▶早期発見・初期対応

欠席した児童・生徒に対し、「1日目電話！2日目手紙！3日目家庭訪問！」を合言葉に、躊躇することなく積極的に関わっていきましょう。そして「月3日程度欠席する児童・生徒」の状況を担任だけで抱え込まず、教育相談コーディネーターをはじめ、学校全体で把握し、当該児童・生徒につながるある学年職員や養護教諭、クラブ・部活動の顧問等を中心に「チーム学校」の体制で、丁寧な対応に努めましょう。

また、休みがちな児童・生徒が登校してきた際には、多くの教職員で声を掛けるなど、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮し、保健室、相談室や学校図書館等も活用しながら、安心して学校生活を送ることができるよう児童・生徒の個別の状況に応じた支援を行いきましょう。

▶継続的な支援

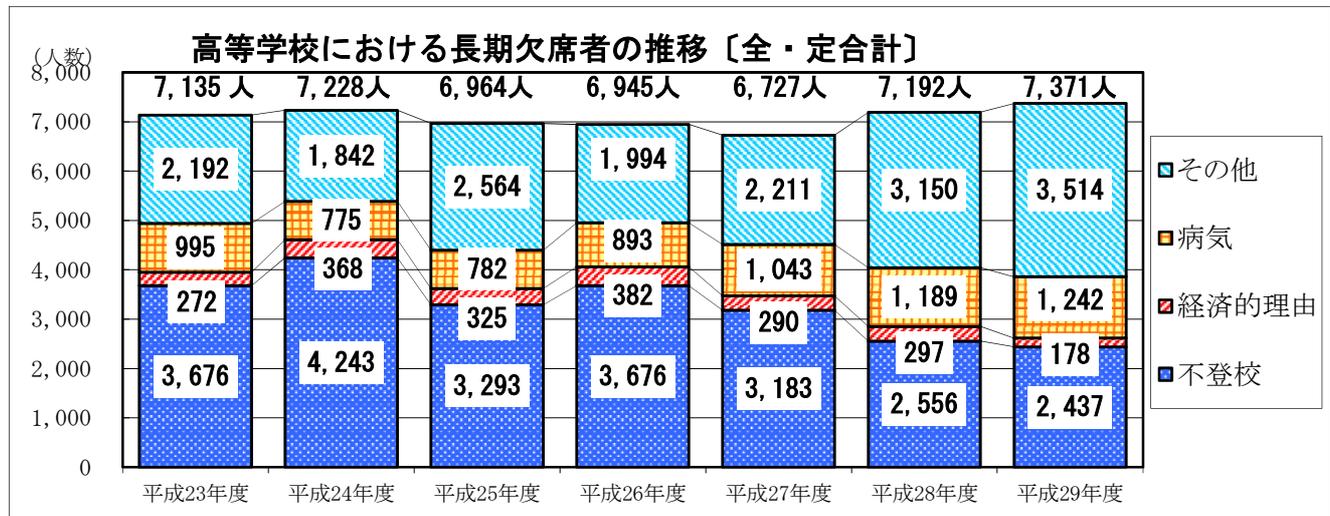
不登校が長期化する場合は、児童・生徒が抱えている課題に寄り添い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して組織的・計画的な支援を行きましょう。そして、登校という一つの結果のみを目標にするのではなく、長期的な視点に立って関わることで、児童・生徒が将来の社会的自立に向けて、自分の進路を主体的に考えることができるようになることが大切です。

そこで、保護者も含めて孤立化させないための支援体制づくりとして、学校外の支援施設、例えば教育支援センターや児童相談所、民間のフリースクール等との連携・情報共有を積極的に行うなど、当該児童・生徒や保護者の気持ちに寄り添った支援を継続していきましょう。

IV 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

不登校生徒数は減少しましたが、
長期欠席者数全体は増加しました

理由別長期欠席者数の推移 [神奈川県公立高等学校全日制・定時制合計【人】]



欠席理由に関わらず、長期欠席者へのきめ細やかな支援に取り組んでいます。

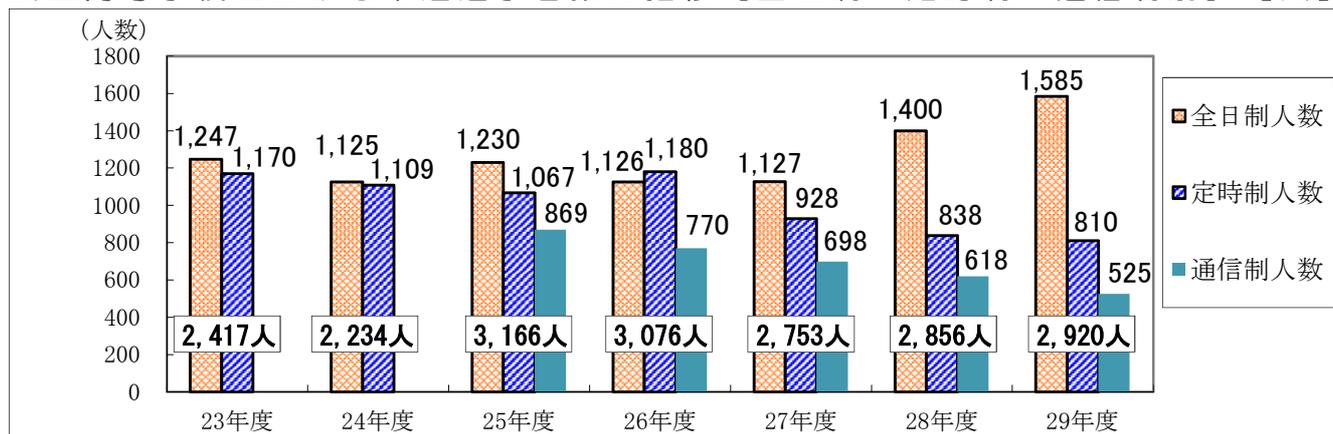
公立高等学校における長期欠席者数については、7,371人となり、前年度より179人増加しました。うち不登校生徒数は、2,437人（長期欠席者の33.1%）で、前年度より119人減少しました。

長期欠席者数が増加した背景としては、理由別で「その他」が増加していることから、様々な状況の下で課題を抱える生徒が増えていると捉えています。長期欠席者数の減少に向け、各学校において、生徒一人ひとりの状況を把握し、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援が必要と考えています。

V 中途退学者について（公立高等学校）

全日制において、中途退学者数が増加しました

公立高等学校における中途退学者数の推移 [全日制・定時制・通信制別]【人】



退学者率 [%]	年度							
	全日制	1.03	0.91	0.99	0.88	0.87	1.07	1.21
	定時制	12.86	11.86	11.46	12.72	10.72	10.34	10.61
通信制	—	—	15.02	14.61	14.35	14.39	13.68	

中途退学者を減少させるため、学習意欲や通学意欲を高める支援に努めています。

公立高等学校全体における中途退学者数は、2,920人でした（全日制は185人増加、定時制は28人減少、通信制は93人減少）。中途退学者率については、全日制は上昇、定時制は上昇、通信制は下降でした。

中途退学者数のうち、特に1年生の人数が多いことから、各学校において入学後早い段階で生徒一人ひとりの状況を把握し、チームによる支援・指導につなげていくことが必要と考えています。

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

- ① 「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例
 - ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
 - ・ 教師の胸倉をつかんだ
 - ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた
 - ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・ その他、教職員に暴行を加えた
- ② 「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例
 - ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
 - ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
 - ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた
 - ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
 - ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- ③ 「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
 - ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
 - ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた
 - ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた
- ④ 「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・ トイレのドアを故意に壊した
 - ・ 補修を要する落書きをした
 - ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・ 他人の私物を故意に壊した
 - ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

○「いじめ」

「いじめ」とは、「**児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの**」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行ってください。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにしてください。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

- (注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。
- (注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- (注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※いじめ防止対策推進法上の「いじめの重大事態」の定義は、P14に記載

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。「長期欠席」の理由として、「**病気**」「**経済的理由**」「**不登校**」「**その他**」に分類します。欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

「**病気**」は、「**本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること**」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）

「**経済的理由**」は、「**家計が苦しくて教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること**」です。

「**不登校**」とは、「**何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）**」をいいます。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由によって登校しない（できない）。

「**その他**」は、**上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席すること**です。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。

「**その他**」における「**うち、不登校の要因を含んでいる者**」には、「**その他**」に該当する者のうち、欠席理由が2つ以上ある中の1つに、「**不登校**」の要因を含む者とする。

VI 暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く） ▲減少

	平成29年度				平成28年度				平成29、28年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	3,461	1,468	4,929	18.9	2,861	1,476	4,337	16.6	600	▲ 8	592	2.4
川崎市	140	196	336	3.3	191	221	412	4.1	▲ 51	▲ 25	▲ 76	▲ 0.8
相模原市	360	340	700	13.3	423	320	743	14.0	▲ 63	20	▲ 43	▲ 0.7
横須賀市	225	183	408	14.3	184	212	396	13.6	41	▲ 29	12	0.7
湘南三浦	348	229	577	7.4	211	350	561	7.2	137	▲ 121	16	0.2
県央	754	474	1,228	18.7	426	411	837	12.7	328	63	391	6.1
中	276	261	537	12.3	84	195	279	6.3	192	66	258	6.0
県西	109	106	215	8.7	79	114	193	7.7	30	▲ 8	22	1.1
神奈川県	5,673	3,257	8,930	13.6	4,459	3,299	7,758	11.8	1,214	▲ 42	1,172	1.9

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

	平成29年度				平成28年度				平成29、28年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	3,566	1,083	4,649	17.9	2,985	791	3,776	14.4	581	292	873	3.4
川崎市	1,923	253	2,176	21.3	1,165	231	1,396	13.7	758	22	780	7.5
相模原市	1,156	503	1,659	31.5	1,311	499	1,810	34.0	▲ 155	4	▲ 151	▲ 2.5
横須賀市	800	154	954	33.4	253	151	404	13.9	547	3	550	19.6
湘南三浦	924	435	1,359	17.5	594	549	1,143	14.7	330	▲ 114	216	2.8
県央	2,560	520	3,080	47.0	1,349	443	1,792	27.1	1,211	77	1,288	19.8
中	4,074	644	4,718	108.2	2,641	573	3,214	72.8	1,433	71	1,504	35.4
県西	677	314	991	40.3	309	218	527	21.0	368	96	464	19.3
神奈川県	15,680	3,906	19,586	29.9	10,607	3,455	14,062	21.3	5,073	451	5,524	8.6

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

※は1,000人あたりの人数

		平成29年度 長期欠席					平成28年度 長期欠席					平成29、28年度比較 長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的理由	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他	計	不登校	病気	経済的理由	その他
横浜市	小	2,293	1,399	520	0	374	2,040	1,191	470	0	379	253	208	50	0	▲ 5
	中	3,600	3,160	342	0	98	3,312	2,868	375	0	69	288	292	▲ 33	0	29
	合計	5,893	4,559	862	0	472	5,352	4,059	845	0	448	541	500	17	0	24
	※	22.6	17.5				20.4	15.5				2.2	2.0			
川崎市	小	763	430	214	0	119	726	378	189	0	159	37	52	25	0	▲ 40
	中	1,477	1,242	195	0	40	1,417	1,116	171	0	130	60	126	24	0	▲ 90
	合計	2,240	1,672	409	0	159	2,143	1,494	360	0	289	97	178	49	0	▲ 130
	※	21.9	16.4				21.1	14.7				0.8	1.6			
相模原市	小	428	252	114	0	62	390	214	107	0	69	38	38	7	0	▲ 7
	中	949	830	107	0	12	821	721	47	0	53	128	109	60	0	▲ 41
	合計	1,377	1,082	221	0	74	1,211	935	154	0	122	166	147	67	0	▲ 48
	※	26.1	20.5				22.8	17.6				3.4	3.0			
横須賀市	小	291	160	68	0	63	316	158	105	0	53	▲ 25	2	▲ 37	0	10
	中	653	548	82	0	23	683	547	111	1	24	▲ 30	1	▲ 29	▲ 1	▲ 1
	合計	944	708	150	0	86	999	705	216	1	77	▲ 55	3	▲ 66	▲ 1	9
	※	33.1	24.8				34.3	24.2				▲ 1.2	0.6			
湘南三浦	小	666	390	175	1	100	645	291	180	0	174	21	99	▲ 5	1	▲ 74
	中	1,191	964	167	2	58	1,137	778	190	1	168	54	186	▲ 23	1	▲ 110
	合計	1,857	1,354	342	3	158	1,782	1,069	370	1	342	75	285	▲ 28	2	▲ 184
	※	24.0	17.5				22.9	13.8				1.0	3.7			
県央	小	586	267	222	0	97	609	239	259	0	111	▲ 23	28	▲ 37	0	▲ 14
	中	1,191	915	214	2	60	1,161	835	244	0	82	30	80	▲ 30	2	▲ 22
	合計	1,777	1,182	436	2	157	1,770	1,074	503	0	193	7	108	▲ 67	2	▲ 36
	※	27.1	18.0				26.8	16.3				0.3	1.8			
中	小	451	207	177	1	66	449	168	210	0	71	2	39	▲ 33	1	▲ 5
	中	726	504	190	0	32	757	478	212	0	67	▲ 31	26	▲ 22	0	▲ 35
	合計	1,177	711	367	1	98	1,206	646	422	0	138	▲ 29	65	▲ 55	1	▲ 40
	※	27.0	16.3				27.3	14.6				▲ 0.3	1.7			
県西	小	260	117	84	0	59	234	126	77	0	31	26	▲ 9	7	0	28
	中	387	300	59	0	28	357	284	49	0	24	30	16	10	0	4
	合計	647	417	143	0	87	591	410	126	0	55	56	7	17	0	32
	※	26.3	16.9				23.5	16.3				2.8	0.6			
神奈川県	小	5,738	3,222	1,574	2	940	5,409	2,765	1,597	0	1,047	329	457	▲ 23	2	▲ 107
	中	10,174	8,463	1,356	4	351	9,645	7,627	1,399	2	617	529	836	▲ 43	2	▲ 266
	合計	15,912	11,685	2,930	6	1,291	15,054	10,392	2,996	2	1,664	858	1,293	▲ 66	4	▲ 373
	※	24.3	17.8				22.8	15.8				1.4	2.1			

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

Ⅶ 項目別調査結果の概要と捉えについて

1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは概要2のP. 1～6）

ア 暴力行為の発生件数は**9,413件**と前年度より増加（前年度より1,218件増加）

イ 校種別内訳

小学校	5,673件	増加	前年度より1,214件増加
中学校	3,264件	減少	前年度より35件減少
高等学校	476件	増加	前年度より39件増加

ウ 形態別内訳

対教師暴力	1,060件	増加	前年度より161件増加
生徒間暴力	6,424件	増加	前年度より859件増加
対人暴力	110件	減少	前年度より58件減少
器物損壊	1,819件	増加	前年度より256件増加

オ 加害児童・生徒数（実人数）

小学校	4,259人	増加	前年度より1,039人増加
中学校	2,913人	増加	前年度より121人増加
高等学校	576人	増加	前年度より67人増加

カ 小・中・高等学校 学年別加害児童・生徒数（延べ人数）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	503	648	764	827	973	991	1,398	1,065	812
学 年	高1	高2	高3・4						
人数（人）	325	182	102						

キ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況

○該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数（実人数）に占める割合）

小学校	177人（4.2%）	増加	前年度より41人増加
中学校	48人（1.6%）	増加	前年度より4人増加

○該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	1,814件（32.0%）	増加	前年度より460件増加
中学校	350件（10.7%）	増加	前年度より58件増加

(2) 調査結果の捉え

- ▶ 小学校の暴力行為の発生件数の増加の要因としては、その要因としては、児童間の軽微なけんかも「暴力行為」として計上されるようになったことや、児童全体に「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」や「暴力に至る前にトラブルを回避・解決できる」等のコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身に付いていない傾向が強まっていること等が考えられる。
- ▶ 学年別加害児童・生徒数の推移（H25～29）をみると、小学1年から中学1年までは各学年で増加している一方、中学2、3年で減少している。要因としては、小・中学校を通じて一つひとつの暴力行為への丁寧な対応・指導を行ってこること等により、児童・生徒が成長とともに自分の感情を制御し、暴力に頼らず自分の思いを相手に伝えることができるようになるなど、適切な人間関係を築く力が育ってきたこと等が考えられる。
- ▶ 小学校で暴力行為を5回以上繰り返す児童数が急増している。「暴力行為は絶対に許されない行為」との認識を全教職員が共有し、指導に当たっては、問題を起こした児童・生徒との対話を心がけ、毅然とした指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握した上で、関係機関と連携して必要な指導・支援を粘り強く続けることが必要である。

2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校、県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP. 7～13）

ア いじめの認知件数は19,997件（前年度より5,622件増加）

イ 校種別の内訳

小学校	15,680件	増加	前年度より5,073件増加
中学校	3,907件	増加	前年度より448件増加
高等学校	268件	増加	前年度より69件増加
特別支援学校	142件	増加	前年度より32件増加

ウ 警察に相談・通報した学校数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した学校数（校）	34	32	5	2
いじめを認知した学校数に占める割合（％）	4.0	7.8	5.7	8.7

エ いじめの現在の状況（平成29年度末時点）

「解消している割合」は認知件数全体の78.5%で、前年度より2.8ポイント減少した。

【参考】いじめの解消

（いじめ防止のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）より抜粋）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

オ 小・中・高等学校 学年別いじめの認知件数（* 特別支援学校を除く）

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	2,283	2,631	2,778	2,828	2,718	2,442	1,931	1,377	599
学 年	高1	高2	高3・4						
人数（人）	141	87	40						

カ いじめの態様（回答の多いものと回答した割合）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 12,097件（60.5%）
- ②軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 3,416件（17.1%）
- ③仲間はずれ、集団による無視をされる。 2,481件（12.4%）
- ④嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 1,620件（8.1%）
- ⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 1,149件（5.7%）

キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組（回答の多いものと回答した割合）

- ①いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った。 1,471校（97.9%）
- ②学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。 1,384校（92.1%）
- ③学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るように努めた。 1,367校（91.0%）
- ④スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。 1,361校（90.6%）
- ⑤学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。 1,351校（89.9%）

ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法
(回答の多いものと回答した割合)

- ①アンケート調査の実施 1,491校 (99.3%)
- ②個別面談の実施 1,264校 (84.2%)
- ③家庭訪問の実施 861校 (57.3%)

ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数(校)	16	5	2	0	23
重大事態発生件数(件)	16	6	2	0	24
うち、第28条第1項第1号	7	5	1	0	13
うち、第28条第1項第2号	13	2	1	0	16

*いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)	該当数	構成比(%)
県	1	100	0	0	0	0	0	0	1	100
市町村	30	91	3	9	0	0	0	0	33	100

(2) 調査結果の捉え

- いじめ増加の要因としては、定義に基づき積極的な認知が進んでいることや、児童・生徒全体にコミュニケーションスキル等が身に付いていない傾向が強まっていること等が考えられる。いじめ防止対策推進法により、たとえ、一回限りのこと、けんかやふざけ合いとされるもの、好意や善意からなるものであったとしても、行為の対象となった児童・生徒が「心身に苦痛を感じた」のであれば「いじめ」と認知することとなった。つまり、いじめの認知件数とは、いじめられたとする児童・生徒の立場に立って、学校が発見・対応した件数であると言える。そうした中、県内でも地域間で認知件数のばらつきがみられている。今後も引き続き、学校、家庭、地域が一体となって、いじめの定義や認知について、認識の共有を図っていくことが必要である。
- いじめ認知件数に占める解消した件数の割合が78.5%と、前年度から2.8ポイント低下した。平成28年度に「いじめ解消の定義」が国から新たに示され、解消とみなすには「心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続しており、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないかを確認すること」が必要となっている。早期の解消に向けて、学校は「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、いじめの初期の段階で迅速かつ丁寧に対応することが必要で、さらに、いじめが解消したとみなした後も、引き続き慎重に関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが必要である。

3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

（１）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.14～22）

ア 長期欠席児童・生徒数は**15,947人**（前年度より866人増加）

出現率は2.43%（前年度より0.14ポイント上昇）

○ 校種別の内訳

小学校	長期欠席児童数	5,738人（前年度より329人増加）
	出現率	1.27%（前年度より0.07ポイント上昇）
中学校	長期欠席生徒数	10,209人（前年度より537人増加）
	出現率	4.98%（前年度より0.33ポイント上昇）

イ 理由別長期欠席者数

病気は**2,936人**（前年度より62人減少）

出現率は0.45%（前年度より増減なし）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	1,574人（前年度より23人減少）
	出現率	0.35%（前年度より増減なし）
中学校	生徒数	1,362人（前年度より39人減少）
	出現率	0.66%（前年度より0.01ポイント下降）

経済的理由は**6人**（前年度より4人増加）

出現率は0.00%（前年度より増減なし）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	2人（前年度より2人増加）
	出現率	0.00%（前年度より増減なし）
中学校	生徒数	4人（前年度より2人増加）
	出現率	0.00%（前年度より増減なし）

不登校は**11,710人**（前年度より1,293人増加）

出現率は1.79%（前年度より0.21ポイント上昇）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	3,222人（前年度より457人増加）
	出現率	0.71%（前年度より0.10ポイント上昇）
中学校	生徒数	8,488人（前年度より836人増加）
	出現率	4.14%（前年度より0.46ポイント上昇）

その他は**1,295人**（前年度より369人減少）

出現率は0.20%（前年度より0.05ポイント下降）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数	940人（前年度より107人減少）
	出現率	0.21%（前年度より0.02ポイント下降）
中学校	生徒数	355人（前年度より262人減少）
	出現率	0.17%（前年度より0.13ポイント下降）

その他のうち、「不登校」の要因を含んでいる者は150人（前年度より236人減少）

出現率は0.02%（前年度より0.04ポイント下降）

○ 校種別の内訳

小学校	児童数 74人 (前年度より74人減少)
	出現率 0.02% (前年度より0.01ポイント下降)
中学校	生徒数 76人 (前年度より162人減少)
	出現率 0.04% (前年度より0.07ポイント下降)

ウ 長期欠席に占める不登校の割合

小学校	56.2% (前年度より5.1ポイント上昇)
中学校	83.1% (前年度より4.0ポイント上昇)
小・中合計	73.4% (前年度より4.3ポイント上昇)

エ 小中学校 不登校児童・生徒数及び学年別内訳

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数 (人)	182	281	429	579	815	936	2,200	3,053	3,235

オ 欠席日数別不登校児童・生徒の状況

年間 30日～ 89日の欠席	4,893人 (全体の41.8%)
年間 90日以上欠席	6,817人 (全体の58.2%)
年間出席日数が10日以下	1,390人 (全体の11.9%)
年間出席日数が0日	449人 (全体の 3.8%)

カ 不登校児童・生徒への指導結果状況

① 指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	29.4% (前年度より3.6ポイント下降)
中学校	26.7% (前年度より2.1ポイント下降)

② 指導の結果、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒の割合

小学校	23.6% (前年度より4.7ポイント上昇)
中学校	19.8% (前年度より0.6ポイント下降)

①②を合わせた「改善率」

小学校	53.0% (前年度より1.1ポイント上昇)
中学校	46.6% (前年度より2.6ポイント下降)
小・中合計	48.3% (前年度より1.6ポイント下降)

キ 相談・指導を受けた学校外の機関

○小学校 (上位項目のみ) (不登校児童総数に占める割合)

- ① 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 342人 (10.6%)
- ② 教育支援センター (適応指導教室) 224人 (7.0%)
- ③ 病院、診療所 204人 (6.3%)

○中学校 (上位項目のみ) (不登校生徒総数に占める割合)

- ① 教育支援センター(適応指導教室) 792人 (9.3%)
- ② 教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く> 498人 (5.9%)
- ③ 病院、診療所 368人 (4.3%)

ク 学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び割合（不登校児童・生徒数に対する）			
小学校	952人（前年度より74人増加）	29.5%	（前年度より2.3ポイント下降）
中学校	2,098人（前年度より24人増加）	24.7%	（前年度より2.4ポイント下降）
小・中合計	3,050人（前年度より98人増加）	26.1%	（前年度より2.2ポイント下降）

（2）調査結果の捉え

- 長期欠席及び不登校の増加の要因の一つとして、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等を踏まえ、不登校を問題行動と捉えず、環境によっては誰にでも起こり得ることとし、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けて、家庭や関係機関等と連携し、多様な支援をじっくり行うようになったことが考えられる。
- 不登校児童・生徒に対し様々な相談機関等が関わっている一方、学校内外の機関等による相談・指導等が行われていない不登校児童・生徒もいる。児童・生徒が抱えている課題を、学校関係者や保護者、関係機関等が共有し、個に応じた支援を組織的・計画的に続けていくことが必要である。
- 学校における不登校対策の基本は、まず、教職員一人ひとりが「不登校はどの児童・生徒にも起こりうる」ということを改めて認識した上で、不登校の「未然防止」から、「早期発見・初期対応」、「不登校となった児童・生徒への継続的な支援」という各段階に応じて、その時々の児童・生徒一人ひとりの「教育的ニーズ」に寄り添って対応することが重要である。そして、その際には、教職員が一人で抱え込まないで、チームとして組織的に取り組む必要がある。

4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.23～30）

ア 長期欠席生徒数は7,371人（前年度より179人増加）

長期欠席出現率は5.33%（前年度より0.16ポイント上昇）

課程別の内訳

全日制	長期欠席生徒数	4,706人（前年度より261人増加）
	長期欠席出現率	3.60%（前年度より0.21ポイント上昇）
定時制	長期欠席生徒数	2,665人（前年度より82人減少）
	長期欠席出現率	34.79%（前年度より0.98ポイント上昇）

イ 不登校生徒数は2,437人（前年度より119人減少）

全生徒数のうち不登校生徒の割合（出現率） 1.76%（前年度より0.08ポイント下降）

課程別の内訳

全日制	不登校生徒数	1,522人（前年度より164人減少）
	出現率	1.16%（前年度より0.13ポイント下降）
定時制	不登校生徒数	915人（前年度より45人増加）
	出現率	11.94%（前年度より1.24ポイント上昇）

ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等

病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた実人数 313人 12.84%
（前年度より43人増加 2.28ポイント上昇）

養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた実人数 710人 29.13%
（前年度より66人減少 1.23ポイント下降）

（2）調査結果の捉え

- ▶ 全日制における不登校生徒数は減少しているが、長期欠席生徒数が増加している。その背景として、長期欠席の理由別内訳の「その他」が増加していることから、様々な状況の下で課題を抱える生徒が増えていることが考えられる。
- ▶ 定時制における不登校生徒出現率が高いことについては、中学時より不登校となっていた生徒を定時制が受け入れているためと考えられる。
- ▶ 長期欠席生徒や不登校生徒への指導・支援については、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる校内のチーム支援の考え方、外部資源の活用等のノウハウや情報を提供することにより、学校全体で取り組む教育相談体制の構築を図っていく必要がある。
- ▶ 長期欠席生徒数の減少に向けて、各学校が、生徒一人ひとりの状況を、家庭や関係機関等と連携しながら把握し、支援や指導を行う必要がある。また、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援も必要である。

* 「その他」は、「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入する。

* 「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者

5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.31～34）

ア 中途退学者数は2,920人（前年度より64人増加）

課程別の内訳

全日制	中途退学者数	1,585人（前年度より185人増加）
	中途退学率	1.21%（前年度より0.14ポイント上昇）
定時制	中途退学者数	810人（前年度より28人減少）
	中途退学率	10.61%（前年度より0.27ポイント上昇）
通信制	中途退学者数	525人（前年度より93人減少）
	中途退学率	13.68%（前年度より0.71ポイント下降）

イ 中途退学に至った理由について

全日制	進路変更	562人・35.5%（前年度529人・37.8%）
	学校生活・学業不適応	664人・41.9%（前年度523人・37.4%）
	学業不振	186人・11.7%（前年度198人・14.1%）
定時制	進路変更	339人・41.9%（前年度352人・42.0%）
	学校生活・学業不適応	248人・30.6%（前年度213人・25.4%）
	仕事の多忙等その他の理由	87人・10.7%（前年度135人・16.1%）
通信制	仕事の多忙等その他の理由	449人・85.5%（前年度549人・88.8%）
	進路変更	45人・8.6%（前年度47人・7.6%）
	家庭の事情	10人・1.9%（前年度5人・0.8%）

ウ 懲戒による退学者数は0人（前年度0人）

（2）調査結果の捉え

- ▶ 全日制において中途退学者数が増加している。特に1年生での中途退学者数が多いことを踏まえ、入学後の早い段階で生徒一人ひとりの状況を家庭や関係機関等と連携しながら把握し、支援や指導を行う必要がある。また、進路変更や学校生活・学業不適応等の理由により中途退学している生徒が多いことから学習意欲を高めるとともに、充実した高校生活を送れるような指導・支援が必要である。
- ▶ 公立高等学校では中途退学者数を減少させるために、生徒が学校生活を継続し卒業をめざせるよう、職員がきめ細かな生徒指導・学習指導・教育相談等、様々な課題を抱えた生徒に対する支援体制の充実を図っている。定時制において中途退学者数が減少し、通信制では中途退学者数と中途退学率とも減少しているのは、各学校における、こうした取組の効果が現れた結果と考えている。
- ▶ 不登校等様々な課題のある生徒に対する継続的な支援に向けて、教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を図ることが重要である。そのために、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、チーム支援の考え方や外部資源の活用等のノウハウや情報を提供していく必要がある。

6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.35）

小学生0人、中学生5人、高校生6人、合計11人

（2）調査結果の捉え

- 11人の尊い命が失われたことを重く受け止め、学校教育活動全体を通じ、「いのちの授業」を始めとする「いのちを大切にす教育」の取組を充実・推進するとともに、自殺予防に向けた取組をさらに強化することが重要である。また、「SOSの出し方に関する教育」を推進することが重要である。

7 出席停止の状況（公立小・中学校）

（1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.36）

小学生0件、中学生0件、合計0件

（2）調査結果の捉え

- 平成29年度は出席停止の該当はなかった。日頃から問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題が長期化、重篤化しないよう学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等が密接な連携や協力を図り、効果的な対応方法について検討することが重要である。

8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは概要2のP.37～39）

県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関 47機関、教育相談員数373人、1機関あたり7.9人。

教育相談件数 57,239件

（2）調査結果の捉え

- 暴力行為の発生件数、いじめの認知件数、長期欠席者数がそれぞれ増加しており、関係機関と連携するなど、学校外における教育相談の重要性が高まっている。今後も、教育相談機関や施設について引き続き周知していくとともに、児童・生徒本人及び保護者等が気軽に相談することができるよう、学校と教育相談機関等が連携した取組を推進する必要がある。

Ⅷ 神奈川県教育委員会の主な取組について

神奈川県教育委員会では、児童・生徒の問題行動や不登校等に対して、次のような取組の充実に努めている。

■かながわ元気な学校ネットワークの推進（H23～）

産・官・学・民からの委員で構成する「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」（H23.8設置）を推進母体に、プロジェクト等に取り組むことにより、すべての子どもたちを元気にし、教職員・保護者も、さらに地域の人たちも元気にするような学校づくりを推進する。

■「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ」の展開（H23～）

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、「地域生徒代表総会」を展開する。

■かながわ「いのちの授業」の推進（H24～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。

■「神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査」の実施（H22～）

いじめ・暴力行為、不登校の状況を教育委員会が随時把握することを通じて、即時的な対応・支援の充実につなげることをねらいとして実施。【第1期 4～9月、第2期 4～12月】

■スクールカウンセラーの活用（H7～）

(H30) 中学校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小学校：中学校に配置のSCが対応

高校：75校を拠点として配置。全高等学校及び中等教育学校に対応。

また、平成27年度からスクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所に配置し、スクールカウンセラーの相談業務の支援等を行う。

■スクールソーシャルワーカーの活用（H21～）

(H30) 小・中学校：4教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

高校：30校を拠点として配置。全県立学校に対応。

■教育相談コーディネーターの養成・配置（H16～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

■相談窓口の開設（H6～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備し、また「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

■学級経営支援事業（H27～）

小学校において、学級経営支援のため、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、課題を抱える児童や学級に対し、継続的指導・支援を行い、問題行動等の未然防止を図っている。

■「いじめ問題に係る点検・調査」の実施（H18～）

文部科学省通知のチェックリストを活用した従来の点検項目に、平成24年度に実施した「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握及び学校の取組状況に係る緊急調査（文部科学省）」、いじめ防止対策推進法等を反映させ、市町村教委や各学校が自己の取組を点検するための調査を、県独自に毎年度実施している。

■不登校相談会・進路情報説明会（H18～）

県・市町村教育委員会と県内各地のフリースクールやフリースペースとの連携・協働により、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、進路に見通しがもてるように情報提供し、一人ひとりの自立や学校生活の再開に向けて支援している。

【参考】ホームページに掲載の各種資料

「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」

神奈川県教育委員会 平成30年6月

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/seitosisidou-handbook.html>

<作成の趣旨>

- いじめ・暴力行為など児童・生徒の問題行動や不登校等の要因・背景は多様化・複雑化し、解決に向けては困難の度合いが増しています。また、教職員の世代交代が進む中、これまで積み重ねてきた児童・生徒指導の基本理念や方法を継承していくことが課題となっています。
- そこで、県教育委員会では、児童・生徒が現在抱えている課題への対応や、教職員で共有・継承していくべき効果的な指導方法等について整理をし、学校現場での事案対応や校内研修等で活用できる指導資料を作成することとしました。



<コンセプト>

- 例えば、児童・生徒指導は日々の学校生活のどのような部分を担っているのか、その目的はどこにあるのか等、全ての教職員で共有・継承したい基本理念や具体的な手法、事例等を記載しました。
- 文部科学省の「学習指導要領」や「生徒指導提要」を基盤に、これまで県教育委員会が課題別に作成してきた各種指導資料等を盛り込み、「学級づくり」や「授業づくり」の基本から問題行動や不登校等の防止、対応まで網羅しました。
- 経験の浅い教職員が児童・生徒指導を正しく理解できるとともに、児童・生徒指導のベテランの教職員にも、改めて児童・生徒指導の基本や喫緊の課題への対応等について再認識してもらえる資料を目指しました。

<主な内容>

重点課題編

- I いじめ対策 II 暴力行為対策 III 不登校対策 IV 「学級崩壊」対策
 - V 法的視点を踏まえた児童・生徒指導 VI 支援教育
- トピックス（県教育委員会の取組から）

- 1 「いのちの授業」 2 自己肯定感を高めるための支援プログラム

基本解説編

- I 児童・生徒指導の基本
児童・生徒指導とは／自己指導能力の育成／児童・生徒理解／集団指導と個別指導
- II 児童・生徒指導の展開
魅力ある学校づくり～「居場所づくり」と「絆づくり」～／学級づくり・授業づくり／特別活動・道徳教育と児童・生徒指導／教育相談／チームによる支援／スクールカウンセラーとの連携／スクールソーシャルワーカーとの連携／関係機関との連携／フリースクール等との連携／家庭や地域との連携・協働
- III 課題別の対応・指導・支援
喫煙、飲酒、薬物乱用／少年非行／インターネット・携帯電話等に関する課題／性に関する課題／自殺／児童虐待

研修資料編

- I 児童・生徒指導に関する事例検討研修会のすすめ
- II いじめに関する研修ツール

児童・生徒指導全般に関する資料

- ・「自己肯定感を高めるための支援プログラム」
神奈川県教育委員会 平成29年5月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/seitosidou/jikokouteikan.html>

不登校に関する資料

- ・「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書【最終版】」
神奈川県教育委員会 平成23年5月 改定
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/documents/hutoukoukentouhoukoku.pdf>
- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」
神奈川県教育委員会 平成26年2月 改訂
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/documents/111.pdf>

いじめに関する資料

- ・「学校のいじめ初期対応のポイント」
神奈川県教育委員会 平成25年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/documents/gakkou-syokitaiou.pdf>
- ・「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」
神奈川県教育委員会 平成25年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/documents/sityouson-taiou.pdf>
- ・「保護者・地域の皆様へ すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」
神奈川県教育委員会 平成25年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/documents/bousiri-hu.pdf>
- ・「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」
神奈川県教育委員会 平成25年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/questionnaire.html>

関係機関との連携等に関する資料

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～
神奈川県教育委員会 平成23年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain.pdf>
- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」2
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～
「関係機関との連携支援モデル」
神奈川県教育委員会 平成26年3月 一部改訂
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/katuyougaidorain2.pdf>
- ・「関係機関との連携構築支援プログラム」
神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課 平成27年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/documents/renkeikoutiku.pdf>
- ・「協働支援チーム宣言」
自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実
神奈川県教育委員会 平成22年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/documents/sienteamsengen.pdf>
- ・「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活再開」
神奈川県教育委員会 平成27年7月 一部変更
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/hutoukou/documents/jiritu-saikairi-hu.pdf>

教育相談・学習支援等に関する資料

- ・「教育相談事例から考えるいじめとその対応」
神奈川県立総合教育センター 平成19年4月
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>
- ・「はじめようケース会議Q&A」
神奈川県立総合教育センター 平成21年3月
http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf
- ・「明日から使える支援のヒント～教育のユニバーサルデザインをめざして～」
神奈川県立総合教育センター 平成22年3月
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/hint.pdf>
- ・「外国につながるのある児童生徒への指導・支援の手引き」
神奈川県教育委員会 平成24年6月
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/documents/gaikokutunagarii.pdf>

自殺等に関する資料

- ・「中高生の自殺予防に向けた ころころサポートハンドブック」
神奈川県教育委員会 平成23年3月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
文部科学省 平成22年3月
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408018.htm

体罰防止に関する資料

- ・「体罰防止ガイドライン」「校内研修ツール」
神奈川県教育委員会 平成25年7月
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480328/>